

横浜市幼稚園教諭等住居手当補助事業事務取扱説明書

【令和 8 年 8 月版】

【目 次】

1. 事業概要	2 ページ
(1) 補助金交付の対象	
(2) 補助対象となる幼稚園教諭等	
(3) 補助対象となる賃貸住宅等の要件	
(4) 補助対象となる期間	
(5) 補助対象となる経費	
(6) 補助金の額	
補助基準額表（別紙 1・2）	
2. スケジュール	6 ページ
3. 補助金交付申請等の事務の流れ	6 ページ
(1) 対象事業の月平均利用人数について	
(2) 交付申請について	
(3) 変更交付申請について	
(4) 実績報告について	
(5) 請求書の提出について	
4. 書類等の提出先、問い合わせ先について	7 ページ
5. 幼稚園教諭等住居手当補助事業に関する F A Q	8 ページ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係

1. 事業概要

私立幼稚園預かり保育事業（以下「市型預かり保育事業」という。）及び私立幼稚園2歳児受入れ推進事業（以下「2歳児受入れ推進事業」という。）は、幼稚園の教育・保育資源を活用し、保育を必要とする子どもを対象に長時間保育を実施する、横浜市の待機児童対策において非常に重要な事業となっています。

横浜市では、令和2年度から、市型預かり保育事業又は2歳児受入れ事業を実施している幼稚園を対象に、「幼稚園教諭等住居手当補助金」を開始しました。「幼稚園教諭等住居手当補助金」は、幼稚園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その一部を補助するものです。幼稚園教諭等へ支給する住居手当の一部を補助することにより、幼稚園における人材確保を支援します。

なお、幼稚園教諭等住居手当補助金は、4月から翌年3月までの1年間分をまとめて、事業終了後である5月に交付します。（年度途中から市型預かり保育事業、2歳児受入れ事業を開始した場合は、開始月から幼稚園教諭等住居手当補助金の補助対象です）

（1）補助金交付の対象

補助金の交付対象は、以下の①②の両方を満たす、幼稚園の設置者です。

- ①市型預かり保育事業又は2歳児受入れ事業を実施している。
- ②勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、その幼稚園教諭等に住居手当を支給していること。又は、幼稚園教諭等用宿舍を借り上げ、幼稚園に勤務する幼稚園教諭等をその宿舍に居住させていること。

（2）補助対象となる幼稚園教諭等

- ①幼稚園教諭・保育士・看護師であり、かつ、月120時間以上勤務している者。
市型預かり保育事業及び2歳児受入れ推進事業に従事しているか否かは問いません。
- ②設置者及び園長は補助対象外です。
- ③令和7年度以降、一度補助対象となった幼稚園教諭等が、他の事業者の園へ転職した場合、転職後の園では申請できません。
- ④令和9年度申請分からは、「採用10年目までの幼稚園教諭等」を補助対象とします。

※採用年数の算定方法

年度の途中に採用された場合は、当該年度を1年目とし、その翌年度4月1日をもって2年目とします。

※経過措置

令和8年度に本事業の補助対象として申請した幼稚園教諭等については、令和9年度以降も採用後年数に関わらず、令和18年度までを補助対象期間とします。（令和8年度に補助を申請していない場合、経過措置の対象になりません。）

なお、令和9年度以降に新たに申請する幼稚園教諭等には、本経過措置は適用されません。

経過措置のイメージ

制度変更												
例	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
A R9採用 R9申請		申請	採用2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	対象外
B R9採用 R10申請			申請	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
C R8採用 R9申請		申請	採用3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	対象外	
D R8採用 R8申請 (経過措置)	申請	採用2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	※経過措置	対象外

(3) 補助対象となる賃貸住宅等の要件

原則として、市内に所在する居住用の家屋であり、以下の①②のいずれかに該当するものが対象です。

- ① (2) に該当する幼稚園教諭等自身が賃貸借契約を結んでいるもの。
- ② (2) に該当する幼稚園教諭等を居住させるため、設置者が借り上げているもの
(以下「借り上げ宿舎」という。)

※設置者が所有する居住用の住宅は補助対象外です。(例：貸主が設置者)

(4) 補助対象となる期間

4月から翌年3月であり、補助金は1か月単位で交付します。さらに、住居手当を支給した月であり、かつ、補助対象となる幼稚園教諭等が月の初日から末日まで、補助対象となる賃貸住宅等に住んでいた月が補助対象となります。

(5) 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、以下の①②いずれかに該当するものです。

- ①設置者が補助対象となる幼稚園教諭等に支給する住居手当
- ②借り上げ宿舎にかかる賃借料のうち、設置者が負担する費用

※補助対象となる幼稚園教諭等1人当たりの経費の上限額は、月額 40,000 円です。

(6) 補助金の額

補助の基準となる額（以下「補助基準額」という。）は、前年度の市型預かり保育事業及び2歳児受入れ事業の月平均利用人数に応じて決定します（別表1・2参照）。ただし、対象事業開始年度は、前年度実績がないため、事業開始時の受入予定数により、補助基準額を決定します。

幼稚園教諭等住居手当補助金は、「補助対象となる経費」と「補助基準額」を比較し、低い方の1/2の金額を交付します（100円未満切り捨て）。

【例】 市型預かり保育事業の前年度補助対象者数：586人

住居手当支給期間：4月～3月（12か月）

補助対象幼稚園教諭等：3人 1人当たりの住居手当（月額）：20,000円 の場合
 $586（人） \div 12（か月） = 48.83333 \dots$

→ 1人未満の少数は切り上げ 月平均利用人数 49人

別表1より 区分：5 補助基準額（月額上限）：200,000円

補助対象となる経費（月額）：20,000円 × 3（人） = 60,000円

◎年間補助金額（月額 × 12か月）

補助基準額：2,400,000円 > 補助対象経費：720,000円

補助金額：720,000円 × 1/2 = 360,000円

住居手当（年間）72万円	
36万円	36万円
園負担分	横浜市負担分

また、市型預かり保育事業と2歳児受入れ事業の両方を実施している場合は、両方の事業実績から決定したそれぞれの区分の補助基準額を合計することになります。

【別表 1】 私立幼稚園等預かり保育事業実施園における補助基準額表

補助 区分	月平均利用人数（※ 1）	補助基準額（月額上限）	補助金額（月額上限）
1	1 人以上 10 人以下	40,000 円	20,000 円
2	11 人以上 20 人以下	80,000 円	40,000 円
3	21 人以上 30 人以下	120,000 円	60,000 円
4	31 人以上 40 人以下	160,000 円	80,000 円
5	41 人以上 50 人以下	200,000 円	100,000 円
6	51 人以上 60 人以下	240,000 円	120,000 円
7	61 人以上 70 人以下	280,000 円	140,000 円
8	71 人以上 80 人以下	320,000 円	160,000 円
9	81 人以上 90 人以下	360,000 円	180,000 円
10	91 人以上	400,000 円	200,000 円

※ 1：月平均利用人数について

前年度の私立幼稚園等預かり保育事業補助金の補助対象園児の年間合計人数を事業実施月数で除して得た人数。ただし、1 人に満たない端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

ただし、今年度から横浜市型預かり保育事業を開始する園においては、当該要綱に規定する事業計画書に記載した預かり保育受入予定人数とする。

【別表 2】 私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園における補助基準額表

補助 区分	月平均利用人数（※ 2）	補助基準額（月額上限）	補助金額（月額上限）
2-1	1 人以上 6 人以下	40,000 円	20,000 円
2-2	7 人以上	80,000 円	40,000 円

※ 2：月平均利用人数について

前年度の私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業の補助対象園児の年間合計人数を事業実施月数で除して得た人数。ただし、1 人に満たない端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。

ただし、今年度から 2 歳児受入れ推進事業を開始する園においては、当該要綱に規定する事業実施計画書兼実績明細書に記載した利用児童の受入枠とする。

2. スケジュール

時期	説明	書類等の流れ
8 月	交付申請書提出依頼送付 補助区分事務取扱説明書送付	市→園
10 月	交付申請書提出〆切	園→市
1 月末頃までに	交付決定通知書交付	市→園
2 月	変更交付申請受付（変更がある場合）	園→市
4 月上旬	実績報告書提出〆切	園→市
5 月下旬	確定通知書送付、補助金交付	市→園

3. 補助金交付申請等の事務の流れ

（1）対象事業の月平均利用人数について

前年度実績が確定した後の 8 月頃に、月平均利用人数を各園へお知らせします。

（2）交付申請について

月平均利用人数をお知らせする際に、交付申請関係書類を送付します。提出書類は以下のとおりです。

- ①交付申請書（第 1 号様式）
- ②事業計画書（第 2 号様式）
- ③収支予算書（第 3 号様式）
- ④補助対象幼稚園教諭等一覧（別紙 1）
- ⑤内容確認書兼誓約書（別紙 2）
- ⑥市外に所在する賃貸住宅等が必要な理由書（別紙 3 該当がある場合）
- ⑦就業規則及び給与規定等の住居手当等に関する規定が確認できる書類
- ⑧不動産賃貸借契約書の写し（対象者全員分）
- ⑨幼稚園教諭免許状及び保育士証及び看護師免許証の写し（対象者全員分）

ご提出いただいた交付申請関係書類を横浜市で審査後、交付決定通知書を各園へ送付します。

(3) 変更交付申請について

交付決定後に、補助対象となる幼稚園教諭等の新規採用・退職、転居による補助対象となる賃貸住宅の変更、補助対象期間の変更などが発生しましたら、変更交付申請をお願いいたします。提出書類は以下のとおりです。(例年2月頃。当初の交付決定時にお知らせします。)

- ①変更交付申請書(第1号様式の2)
- ②補助対象幼稚園教諭等一覧(幼稚園教諭等の採用・退職、転居、期間変更の場合)
- ③内容確認書兼誓約書(幼稚園教諭等の採用場合)
- ④不動産賃貸借契約書の写し(幼稚園教諭等の採用及び転居の場合)
- ⑤幼稚園教諭免許状及び保育士証及び看護師免許証の写し(幼稚園教諭等の採用場合)
- ⑥その他、申請内容の変更が確認できる書類

申請内容の変更状況に応じて、提出書類が変わりますので、ご不明点はお問い合わせください。

なお、変更交付申請がない場合には、当初の交付決定額が補助金交付の上限額となりますので、ご注意ください。

(4) 実績報告について

4月上旬までに実績報告を提出します。提出書類は以下のとおりです。

- ①実績報告書(第6号様式)
 - ②実績明細書(第7号様式)
 - ③収支計算書(第8号様式)
 - ④賃金台帳及び給与台帳等の住居手当支給額等が確認できる書類
- 実績報告関係書類を横浜市で審査後、確定通知書を送付します。

(5) 請求書の提出について

4月下旬～5月上旬ごろに請求書の提出依頼をします。

補助金支出の迅速化のため、速やかなご提出をお願いいたします。

4. 書類等の提出先、問い合わせ先について

横浜市子ども青少年局保育・教育運営課幼児教育係

住所 : 〒230-0005 横浜市中区本町 6-50-10

電話 : 045-671-2085

E-mail アドレス : kd-yojihojyokin@city.yokohama.lg.jp

5. 幼稚園教諭等住居手当補助事業に関するFAQ（よくある質問）

番号	質 問	回 答
1	市型預かり保育事業又は2歳児受入れ事業に従事している職員でなければ、対象になりませんか。	対象事業に従事しているか否かは問いません。 幼稚園教諭・保育士・看護師であり、かつ、月120時間以上勤務している方であれば、対象となります。
2	交付申請後に、新たにアパートを借りた職員に対し住居手当を支払うことにしました。何か手続きは必要ですか。	変更交付申請書及び必要書類を提出してください。（例年2月頃。当初の交付決定時にお知らせします。） 職員を追加する場合は、変更交付申請書に、補助対象幼稚園教諭等一覧・資格証の写し・不動産賃貸借契約書の写しを添付してください。
3	補助対象となっている職員が転居しました。転居先の契約期間と、転居前の契約期間とは切れ目がありません。補助対象期間はどのようになりますか。	契約期間に切れ目がないのであれば、転居前から継続して補助対象となります。 なお、変更交付申請が必要となりますので、必要書類を添えてご提出ください。
4	不動産賃貸借契約において、職員の配偶者が契約者となっていますが、補助金の対象となりますか。	職員自身が契約者となっている場合のみが対象です。
5	持ち家に住む職員にも住居手当を支給していますが、対象となりますか。	本事業の対象外です。
6	認定こども園は、この事業の対象ですか。	認定こども園については、本事業の対象外です。 なお、認定こども園は、横浜市保育士宿舍借り上げ支援事業（※）の対象となっています。 （※保育士資格をもつ職員が対象です。）
7	「原則として、市内に所在する居住用の家屋」とありますが、園が市境にあり、職員が隣の市町村に居住しています。対象になりませんか。	園が市境にある等の場合には、市外のほうが通勤の利便性が良いことがあります。そうした場合には、「市外に所在する賃貸住宅等が必要な理由書」をご提出いただきます。内容が適切であると認められる場合には、補助対象とします。

番号	質 問	回 答
8	3月勤務分の給与を4月に支払っています。年度を越えていますが、補助対象となりますか。	実績報告書と同時にご提出いただく賃金台帳に基づき補助金を交付しますので、3月勤務分の給与を4月に支払っている場合、その分は翌年度の申請となります。
9	他の事業者の園へ転職した幼稚園教諭等は引き続き申請できますか。	令和7年度以降、一度補助対象となった幼稚園教諭等が、他の事業者の園へ転職した場合、転職後の園では申請できません。 (令和7年度以降に本事業を新規で利用する者又は本事業を同一事業者において継続して利用する者が補助対象です。なお、産前産後休業、育児休業、介護休業を理由に本事業の利用を中断した後に、同一事業者で復職した場合、及び同一事業者内で横浜市外の幼稚園等に人事異動し、本事業の利用を中断した後に、同一事業者内の横浜市内の幼稚園に再度人事異動した場合には、継続して利用しているものとみなします。)
10	採用11年目以上の幼稚園教諭等は申請できますか。	令和9年度申請分からは、「採用10年目までの幼稚園教諭等」を補助対象とします。(年度の途中に採用された場合は、当該年度を1年目とし、その翌年度4月1日をもって2年目とします。) なお、経過措置として令和8年度に本事業の補助対象として申請した幼稚園教諭等については、令和9年度以降も採用後年数に関わらず、令和18年度までを補助対象期間とします。(令和9年度以降に新たに申請する幼稚園教諭等には、本経過措置は適用されません。)
11	現在育児休業中で、勤務先の幼稚園では育児休業中は住居手当が支給されないため、令和8年度の補助金を申請できません。この場合、経過措置の対象になりますか。	経過措置の対象とはなりません。